

## 鳥取県告示第719号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 事件

- (1) 生活を守る大幅一時金の確保等に関する件
- (2) 安全・安心の医療確立に向けた大幅増員及び必要人員確保等に関する件
- (3) 医療事故防止の抜本的対策及び公的財源保障の確立等に関する件
- (4) 介護療養病床の廃止及び医療療養病床の削減計画撤回等に関する件
- (5) 国庫負担増額による介護保険制度の抜本的改善等に関する件
- (6) 社会保障財源を口実にした消費税増税の反対、消費税の廃止及び当面3パーセントへの引下げ等に関する件
- (7) 安全でゆきとどいた医療・看護・介護を保障する診療報酬の改善等に関する件
- (8) 「医師確保」に関する法制定、「看護職員確保法・基本指針」の改善、財政措置の具体化及び罰則規定の新設等に関する件
- (9) 国公立・公的医療機関の統廃合・移譲及び民営化反対等に関する件
- (10) 憲法改悪反対等に関する件

### 2 日時

平成20年11月12日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

### 3 場所

次の表に掲げる施設

施設名	所在地
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町252
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690
米子医療生活協同組合	米子市富益町1128

### 4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。